

# 令和8年度版

## ごみステーション管理の手引き

### 【ご注意ください!!】

ごみステーションを新設・変更・廃止する場合は、

- ① 事前に相談 のうえ
- ② 「ごみステーション事前相談書」の提出が必要です。

※詳細は、本手引きの3ページ以降をご確認ください。



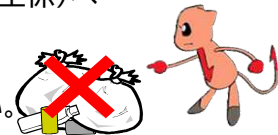
### 【違反ごみの分別指導に関すること】

◆クリーン推進課(ごみダイエット係) TEL 252-7165

◆旧4町は各総合支所市民生活課(環境衛生係)へ

※排出者を特定できる場合にのみ。

詳細は、本手引きの14ページをご確認ください。



### 【不法投棄に関すること】

◆廃棄物対策課 TEL 252-7152

◆不法投棄ホットライン TEL 0120-538-710(24時間受付)

◆環境部クリーン推進課(旧市内)	TEL 251-1194	／	FAX 252-1956
◆菊川総合支所市民生活課 環境衛生係(菊川地区)	TEL 287-4004	／	FAX 287-4007
◆豊田総合支所市民生活課 環境衛生係(豊田地区)	TEL 766-2187	／	FAX 766-0522
◆豊浦総合支所市民生活課 環境衛生係(豊浦地区)	TEL 772-4017	／	FAX 772-0711
◆豊北総合支所市民生活課 環境衛生係(豊北地区)	TEL 782-1925	／	FAX 782-1549

# 目次

1. はじめに～基本的なルールと注意事項～ .....	2
2. ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きについて .....	3
(1) ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きの流れ	
(2) ごみステーションの新設	
(3) ごみステーションの移設	
(4) ごみステーションの増設	
(5) ごみステーションの形状変更	
(6) ごみステーションの廃止	
3. 違反ごみの処理について .....	11
(1) 違反ごみの処理の概要	
(2) ボランティア袋（無料）	
(3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ	
(4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ	
(5) 市では収集できないごみ	
4. その他.....	16
(1) 配布物品（無料）	
(2) ごみの持ち去り行為の禁止	

# 1. 基本的なルールと注意事項

ごみステーションを清潔に保つためには、利用される皆さん一人ひとりが分別や排出日を守ること、そして管理者（自治会等）が地域の状況に応じたルールをしっかりと周知することが大切です。

## ◆ごみの排出時間について

収集後に排出されたごみは再度収集を行うことはできません。下記の地域で定められた排出時間を守っていただくよう、周知をお願いします。

[補足] 地域で定められた排出時間

- ・旧市内：当日の朝8時30分まで
- ・菊川地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊田地区：当日の朝8時30分まで
- ・豊浦地区：当日の朝8時まで（7～9月は当日の朝7時まで）
- ・豊北地区：当日の朝6時まで

## ◆ごみの排出場所について

排出時のトラブルを少なくするため、ごみステーション管理者（自治会の班や組など）の中で排出するごみステーションの周知をお願いします。

複数のごみステーション管理者（自治会等）が共同でごみステーションを利用する場合は、ごみステーション管理者同士で管理方法（当番、清掃、備品の扱いなど）について事前によく話し合っておきましょう。

## ◆ごみステーションのネットについて

ごみステーションのネットはごみの飛散防止・鳥獣被害の対策のひとつです。ごみの飛散防止・鳥獣被害防止のため、可燃ごみの収集日だけでなく、プラマーク製容器包装・ペットボトルの収集日もネットを掛けるようにしてください。

※これまでに、転倒やけがにつながった事例もあります。ごみの有無に関わらず、通行人の支障とならないようにネットの扱いには十分ご注意ください。

## ◆違反ごみについて

正しく分別されていない「違反ごみ」が出された場合、収集員が違反シールを貼り、収集せずそのまま残します。違反ごみは排出者が正しく再分別することが原則ですが、排出者が再分別を行わない場合は、お手数をおかけしますが、クリーンアップ推進員や管理者で再分別をお願いします。

※処理手順については、11 ページ「**3. 違反ごみの処理について**」をご確認ください。

## 2. ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きについて

ごみステーションを新設・変更（移設・増設・形状変更）・廃止する場合は、ステーション管理者（自治会等）が市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

### （1）ごみステーションを新設・変更・廃止する場合の手続きの流れ

#### ①ごみステーションの新設・変更・廃止の検討（ステーション管理者）

- ✓ごみステーションの「新設」は本手引きの4ページ、「移設」は5ページ、「増設」は6ページ、「形状変更」は7ページ、「廃止」は8ページをご確認ください。
- ✓設置場所の選定、かご型のごみボックスの形状については、本手引きの9ページ「ごみステーション設置場所のポイント」、「ごみステーション形状(かご型)のポイント」に記載しておりますので、参考にしてください。



#### ②事前相談・事前相談書の提出（ステーション管理者→クリーン推進課等）

- ✓「事前相談書」を受理後、クリーン推進課等が現地調査を行います。
- ✓必要に応じて、現地調査の立会いを依頼する場合があります。
- ✓現地調査の結果を基に、クリーン推進課等で協議を行います。



#### ③協議結果の連絡（クリーン推進課等→ステーション管理者）

- ✓相談内容に係る協議結果をステーション管理者（自治会等）に連絡します。
- ✓ごみステーションを購入される場合や移設される場合は、必ず協議結果の連絡を受けた後に実施してください。



#### ④ごみステーションの新設・変更・廃止の実施（ステーション管理者）

- ✓協議結果の連絡を受けた後、ごみステーションの新設・変更・廃止を実施した場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）にご連絡ください。
- ✓新設したごみステーションのごみ収集を開始する場合は、収集ルートの調整のため、収集開始希望日の1週間前までにご連絡ください。
- ✓ごみステーションを利用される方に周知をお願いします。

## (2) ごみステーションの新設

ごみステーションの新設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が新たにごみステーションを設置することをいい、例えば、宅地開発による住宅の増加や集合住宅（マンション・アパート）の建設などが挙げられます。

新設する場合は、新たに設置するごみステーションの利用世帯数が旧市内は20世帯以上（各総合支所管内は各総合支所市民生活課にお問い合わせください）で、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

なお、設置場所の選定、かご型の形状のごみボックスを新設する場合は、本手引きの9ページ「ごみステーション設置場所のポイント」、「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

### 【提出が必要な書類】

#### ごみステーション事前相談書

新設に○ (記入例)

ごみステーション **新設** 移設・増設・廃止・形状変更) 事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

クリーン推進課 様

自治会等の名称 ○〇自治会  
住 所 下関市〇〇町〇-〇  
代 表 者 下 関 太 郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

記

1. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 希望場所  
下関市〇〇町〇丁目〇-〇

2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ一週5回収集

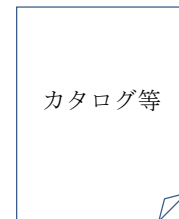
3. 利用世帯数  
**20世帯**

4. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 理由  
宅地開発により新たに住宅が建設されるため など

5. **新設** 移設・増設・廃止・形状変更 開始予定日  
令和〇年〇月〇日

6. 管理に関する連絡先  
自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



ごみステーションの形状がわかるもの (カタログ等)



ごみステーションの設置場所がわかるもの (地図等)

### 【注意点】

- ・収集作業上、危険な場所や収集に適さない場所では設置をお断りする場合がありますので、設置場所は複数案検討してください。
- ・事前に設置場所の管理者（道路・歩道上に設置する場合は道路管理者）、周辺住民の了解を得てください。

### (3) ごみステーションの移設

ごみステーションの移設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存のごみステーションを別の場所に移動させることをいい、例えば、ごみステーション利用者が少ない場所から多い場所に移し、ごみステーション利用者の利便性の向上を図ることなどが挙げられます。

移設する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

なお、設置場所の選定は、本手引きの9ページ「ごみステーション設置場所のポイント」を参考にしてください。

#### 【提出が必要な書類】

##### ごみステーション事前相談書

移設に○ (記入例)

ごみステーション（新設 移設 増設・廃止・形状変更）事前相談書

クリーン推進課 様 令和〇〇年 〇月 〇日

自治会等の名称 ○〇自治会  
住 所 下関市〇〇町〇-〇  
代 表 者 下 関 太 郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

記

1. 新設 移設 増設・廃止・形状変更 希望場所  
下関市〇〇町丁目〇-〇 → 下関市●●町●丁目●-●
2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ一週5回収集
3. 利用世帯数  
20世帯
4. 新設 移設 増設・廃止・形状変更 理由  
ごみステーションの位置を住宅地の近くに移設し、利用者の利便性を良くするため など
5. 新設 移設 増設・廃止・形状変更 開始予定日  
令和〇年〇月〇日
6. 管理に関する連絡先  
自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



ごみステーションの移設場所  
がわかるもの（地図等）

#### 【注意点】

- ・収集作業上、危険な場所や収集に適さない場所では設置をお断りする場合がありますので、移設場所は複数案検討してください。
- ・事前に設置場所の管理者（道路・歩道上に設置する場合は道路管理者）、周辺住民の了解を得てください。

#### (4) ごみステーションの増設

ごみステーションの増設とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存のごみステーションを移動させることなく、ごみボックス（ネット）の数を増やすことをいい、例えば、ごみステーション利用者の増加による容量の不足などが挙げられます。

増設する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

なお、かご型の形状のごみボックスを増設する場合は、本手引きの9ページ「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

#### 【提出が必要な書類】

##### ごみステーション事前相談書

増設に○ (記入例)

ごみステーション（新設・移設・増設・廃止・形状変更）事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

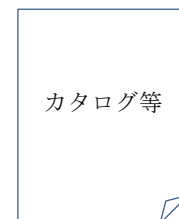
クリーン推進課 様

自治会等の名称 ○〇自治会  
住 所 下関市〇〇町〇-〇  
代 表 者 下 関 太 郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

記

1. 新設・移設・増設・廃止・形状変更 希望場所  
下関市〇〇町〇丁目〇-〇
2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ-週5回収集
3. 利用世帯数  
20世帯
4. 新設・移設・増設・廃止・形状変更 理由  
新たに住宅が建設されることにより、現状のごみステーションでは容量が不足するため など
5. 新設・移設・増設・廃止・形状変更 開始予定日  
令和〇年〇月〇日
6. 管理に関する連絡先  
自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



増設するごみステーションの形状がわかるもの（カタログ等）

※かご形のボックスを増設する場合

## (5) ごみステーションの形状変更

ごみステーションの形状変更とは、ごみステーション管理者（自治会等）が既存の設置されているごみステーションの形状を変更することをいい、例えば、鳥獣被害の防止、ごみステーションの老朽化、破損などが挙げられます。

形状変更する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

なお、かご型の形状のごみボックスに形状変更する場合は、本手引きの9ページ「ごみステーション形状(かご型)のポイント」を参考にしてください。

### 【提出が必要な書類】

#### ごみステーション事前相談書

(記入例)

形状変更○

ごみステーション（新設・移設・増設・廃止 形状変更）事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

クリーン推進課 様

自治会等の名称 ○〇自治会  
住 所 下関市〇〇町〇-〇  
代 表 者 下 関 太 郎  
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇

記

1. 新設・移設・増設・廃止 形状変更 希望場所  
下関市〇〇町〇丁目〇-〇
2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ-週5回収集
3. 利用世帯数  
20世帯
4. 新設・移設・増設・廃止 形状変更 理由  
ごみステーションの老朽化のため
5. 新設・移設・増設・廃止 形状変更 開始予定日  
令和〇〇年〇月〇日
6. 管理に関する連絡先  
自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。



カタログ等

形状変更後のごみステーションの形状がわかるもの（カタログ等）

※かご形のボックスに形状変更する場合

## (6) ごみステーションの廃止

ごみステーションの廃止とは、ステーション管理者（自治会等）が現在設置しているごみステーションを廃止することをいい、例えば、ごみステーション利用者の減少などが挙げられます。廃止する場合は、市（旧市内はクリーン推進課、総合支所管内は各総合支所市民生活課）に事前に相談のうえ、「ごみステーション事前相談書」を提出してください。

### 【提出が必要な書類】

#### ごみステーション事前相談書

**（記入例）**

ごみステーション（新設・移設・増設・**廃止**・形状変更）事前相談書

令和〇〇年 〇月 〇日

クリーン推進課 様

自治会等の名称 **〇〇自治会**  
 住 所 **下関市〇〇町〇-〇**  
 代 表 者 **下 関 太 郎**  
 電 話 番 号 **〇〇〇-〇〇〇〇**

記

1. 新設・移設・増設・**廃止**・形状変更 希望場所  
**下関市〇〇町〇丁目〇-〇**

2. ステーションの種類  
①可燃ごみ及び資源ごみ一週5回収集

3. 利用世帯数  
**5世帯**

4. 新設・移設・増設・**廃止**・形状変更 理由  
**ごみステーションの利用者が減少したため など**

5. 新設・移設・増設・**廃止**・形状変更 開始予定日  
**令和〇年〇月〇日**

6. 管理に関する連絡先  
**自治会長 下関太郎 〇〇〇-〇〇〇〇**

\*この他にステーションの位置図をこの相談書に添付して提出してください。  
 なお、ステーションに構造物を設置される場合は、その平面図・立面図も併せて添付してください。

廃止に○

### ★収集体制維持のためのお願い★

利用者がいないごみステーションについては、廃止の届出をお願いします。

利用者の少ないごみステーションについては、廃止のうえ、近隣のごみステーションとの統合をお願いします。



### <参考>市内における地域別ごみステーション数

	旧下関	菊川地区	豊田地区	豊浦地区	豊北地区	合計
ごみステーション数	4,610	122	157	321	227	5,437

令和7年12月末現在

## <ごみステーション設置場所のポイント>

### <設置に適した場所>

- ・収集車が通り抜けることができ、見通しのよい場所
- ・ごみステーションにいたる道路が収集車とその他の車がすれ違うことができる道幅を有している（おおむね5.5m以上）
- ・幹線道路から外れた交通量が少ない場所
- ・収集車がごみステーションのすぐ側まで近付ける場所
- ・住宅に影響が少ない公園沿いなど
- ・民有地に入って収集しなければいけない場合、通り抜け又は民有地内で収集車の切り返しができるスペースがある場所

### <設置に適していない場所>

- ・信号機のある交差点や、幹線道路の交差点付近
- ・収集時に横断歩道の前後5m以内、踏切の前後10m以内に入る場所
- ・収集車が通り抜けることができず、切り返しができるスペースがない場所
- ・収集車の視認が難しい曲がり角やカーブ付近
- ・ガードパイプなどで道路と歩道が分離され、収集員が近づけない場所
- ・駐車場の側で、排出時や収集時に駐車車両を傷つける可能性がある場所

## <ごみステーション形状(かご型)のポイント>

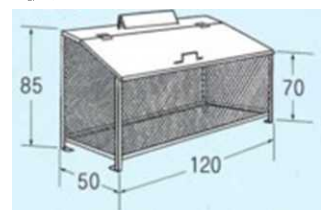
### <ごみステーションのかごに適した形状>

#### (上開きタイプのかご)

- ・前面の高さが70cm以下、奥行きが80cm以下  
※奥行き80cm超の場合は、前面の高さを要調整。
- ・ふたが大きく開き、ごみの出し入れに支障がない物  
※設置場所によっては右図の観音開きタイプのようなごみの出し入れに支障がないかごの設置をお願いします。  
ことがあります。
- ・ふたにストッパー等が付いている物  
※強風時にふたが勝手に閉まらないので安全です。

#### (倉庫型タイプのかご)

- ・開口の横幅が広い物
- ・扉が両開きの物
- ・高さが180cm以上
- ・開口の空間内に柱などの障害物がない物



観音開きタイプ



倉庫型タイプ

## ＜ごみステーションのかごに適さない形状＞

### （上開きタイプのかご）

- ・ 前面の高さが70cm超
  - ・ 奥行きが80cm超
  - ・ 上部の開口が小さい物
  - ・ 開閉のふたが重たい物
  - ・ 開閉のふたにストッパー等が付いていない物
- ※手で支えないとふたが落ちてくる物や強風時に勝手にふたが閉まる可能性がある物

### （倉庫型タイプのかご）

- ・ 開口の幅が狭い物
- ・ 高さが180cm未満
- ・ 開口の空間内に柱などの障害物がある物

## ＜その他ごみステーションに関するお願い＞

### ※ごみステーションの状況確認のお願い

ごみステーションのかごやネットの破損はごみの散乱や通行人、ごみステーションを利用する住民の方がけがをする原因になりますので、地域内のごみステーションの定期的な状況確認をお願いします。その際に破損等が見つかった場合は、速やかに補修をお願いします。

### ※路上駐車に関する周知のお願い

ごみステーションの周辺に路上駐車がある場合は収集ができません。ごみステーションの周辺には路上駐車しないように周知をお願いします。

### ※ごみステーションにカギを付けないでください

カギ（南京錠やダイヤル式ロックなど）が開かず、ごみが収集できないなどトラブルの原因になりますので、ごみステーションにカギを付けないで下さい。

### ※ガスダンパータイプのかごについて

かごのふたがガスダンパー式で開くタイプのかごはダンパー部分が錆びて故障することがあり、ふたの開閉に支障がでるおそれがありますので、おすすめできません。

### 3. 違反ごみの処理について

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、クリーンアップ推進員制度を設けており、毎年各自治会長に推薦をお願いしています。ごみステーションの清潔保持のためにも是非制度をご活用ください。

#### (1) 違反ごみの処理の概要

ごみステーションに違反ごみ(※収集員が違反シールを貼ります)が排出された場合は、市(クリーン推進課)が各自治会に配布している「ボランティア袋」(緑色)をご使用いただき、違反ごみを正しく再分別します。

ごみステーションに排出できるごみ(燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラマーク容器包装)は、ごみステーションに出していただければ、指定の曜日に収集します。

ただし、一度に排出できるボランティア袋の数は5袋以内です。

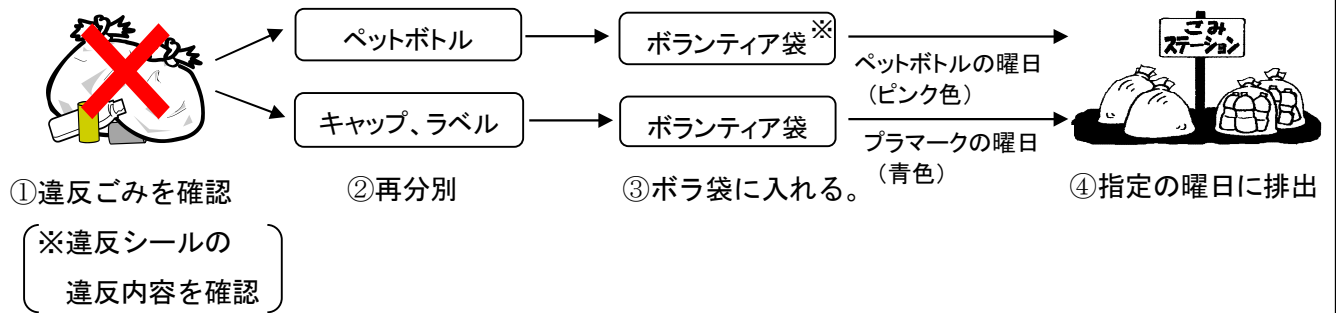
ごみステーションに排出できないごみ(燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ)が違反ごみとして排出された場合は、通常の収集車では回収できませんので、13ページの「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」を市へご提出(FAXで可)ください。

#### 〈違反シール〉

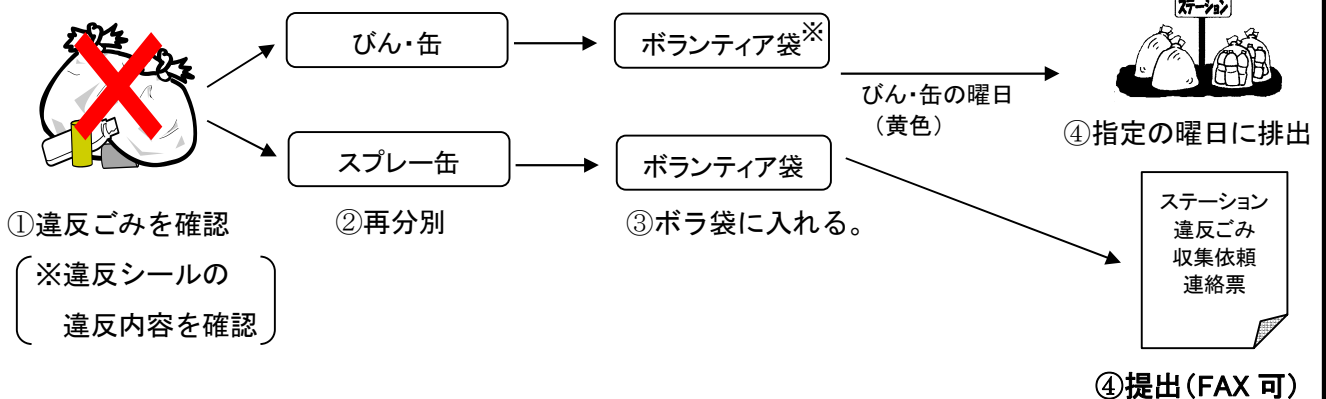
ルール違反です！持ち帰り、再分別を。

<p><input type="checkbox"/> 他の分別のごみが入っています。</p> <p>燃やせるごみ プラマーク容器包装 びん・缶 ペットボトル 古紙類 燃やせないごみ 有害ごみ</p> <p><input type="checkbox"/> スプレー缶は「有害ごみ」です。</p> <p><input type="checkbox"/> ペットボトルのラベル・キャップは「青色の袋」です。</p> <p><input type="checkbox"/> プラスチック製品、金属類(びん・缶のふたを含む)は「燃やせないごみ」です。</p> <p><input type="checkbox"/> 袋の重さは10kg程度までです。</p> <p><input type="checkbox"/> 水分は切って出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 汚れが取れないプラマーク容器包装やペットボトルは「燃やせるごみ」です。</p> <p>その他 _____ 月 _____ 日</p>	<p>Violation of rules. Take this garbage home. Check the rules.</p> <p>违反规则。把这些垃圾带回家。检查规则。</p> <p>규칙 위반. 이 쓰레기는 가지고 돌아가라. 규칙을 확인하십시오.</p> <p>Vi phạm các quy tắc. Mang rác này về nhà. Kiểm tra các quy tắc.</p>
---	--

#### 【違反ごみの例1】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が不要なごみ～ ピンク色(ペットボトル用)の袋の中に、キャップとラベルを剝がしてないペットボトルが入っていた場合



#### 【違反ごみの例2】～「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ～ 黄色(びん・缶用)の袋の中に、空きびん・缶のほか、スプレー缶(有害ごみ)が入っていた場合



※違反シールが貼られた指定ごみ袋が利用可能な場合は、そのまま利用しても可です。

ただし、違反ごみに貼られていた違反シールは必ずはがした上で、指定の曜日に排出してください。

## (2) ボランティア袋（無料）

違反ごみの処理に使用するボランティア袋（緑色）には、2種類のサイズ（45L用及び18L用）がありますので、違反ごみの量に応じて使い分けてください。

また、ボランティア袋には、何のごみかを表示する欄がありますので、団体名をマジックで記入のうえ、ボランティア袋を利用してごみを排出する際は、「燃やせるごみ、びん・缶、ペットボトル、プラマーク容器包装、有害ごみ、燃やせないごみ」のうち、該当するごみを1つ選んで、○で囲んでください。

ボランティア袋は、自治会長またはクリーンアップ推進員がクリーン推進課へお電話いただければ、必要な枚数（各種1箱100枚入り）をご自宅まで配送（3営業日程度）します。

### 70L用(草・枝木専用)



※違反ごみの処理には使用しません。  
(ボランティア清掃(自治会清掃等)  
でのみ使用)

### 45L用



### 18L用



団体名をマジックで記入 該当するごみを1つ○で囲む

### 違反ごみの処理に使用する袋

#### 【よくある問い合わせ】

問1：昔クリーンアップ推進員をしていてボランティア袋が余っている。

もったいないので、自宅のごみを入れて使っても良いか？

⇒ボランティア袋は違反ごみの再分別や公共用地のボランティア清掃にしか使用  
できません。家庭のごみを入れるなどの不正使用は絶対にやめてください。

なお、余ったボランティア袋がある場合は、後任のクリーンアップ推進員に引  
き継いでください。

問2：70L用のボランティア袋を違反ごみの再分別に使えますか？

⇒70L用のボランティア袋は、草・枝木専用（ボランティア清掃用）です。  
違反ごみの再分別には使えません。

### (3) 「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の提出が必要なごみ

違反ごみのうち、ごみステーションに排出できないごみ（燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ボランティア袋が6袋以上のごみ）については、ごみステーションで通常の収集ができませんので、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」をご提出（FAXで可）ください。

なお、収集に要する期間は、「ステーション違反ごみ収集依頼連絡票」の内容を確認後、5営業日以内（祝日・年末年始を除く）に行います。

#### <記入例>

##### ステーション違反ごみ収集依頼連絡票

クリーン推進課長 殿 申込日 令和〇〇年 〇月 〇日

① 依頼団体 〇〇町〇丁目 自治会

② 担当者名 下関 太郎

③ 電話 251-0000 FAX 252-0000

④ ステーション住所 下関市 〇〇 町 〇 丁目 〇 番地 〇〇 宅前

⑤ ごみの内容

燃やせないごみ	<b>1</b> 袋	有害ごみ	<b>1</b> 袋
粗大ごみ	<b>イス 1脚</b>		

※ごみステーションに出せるごみは、正しく分別して、適正な収集日に排出してください。

※汚れたペットボトル・プラスチック製容器包装用については燃やせるごみとして排出してください。

※粗大ごみについては、内容を記入してください。

地図 分かりやすい目標物を描いてください。  
作図が難しい場合には、別紙図面を提出ください。

**ごみステーション付近の地図があればここに貼ってください。  
※地図がない場合は、手書きでも可**

※ 収集につきましては、収集依頼連絡票確認後5営業日以内(祝日・年末年始を除く)に行います。

連絡先  
〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号  
下関市環境部クリーン推進課  
TEL 251-1194 FAX 252-1956  
eメールアドレス kkclean@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

受付		配布		入力	
月	日	月	日	月	日
/	/	/	/	/	/

用紙が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、クリーン推進課・各総合支所・各支所で差上げます。市のホームページからのダウンロードもできます。

#### (4) 違反ごみで困っているごみステーション管理者の方へ

- ・ 違反ごみは排出者が再分別することが原則です。排出者に違反したことを認識していただくために、違反ごみはしばらくごみステーションの見やすい位置に置いたほうが良いでしょう。(※問1)
- ・ 排出者が違反ごみを分別せず、ごみステーションの清潔を保持できない場合はお手数ですが、クリーンアップ推進員やごみステーション管理者にて再分別をお願いします。
- ・ 同じ排出者からの違反が続くなど、何度注意しても分別方法が守られないことがあるとお聞きしています。  
そのような場合で、袋の外側から見て氏名と住所が記載されている物が袋に入っていることがわかるなど、違反ごみの排出者を特定できる場合で、違反者への指導を希望する場合は、職員が排出者を特定できる物を確認したのち、直接本人に指導いたします。  
この場合、開封せずに必ずそのままの状態を保管し、旧市内はクリーン推進課（Tel：252-7165）、旧4町は各総合支所市民生活課（各連絡先は表紙に記載）にご連絡ください。(※問2)

##### 問1:「しばらく」とはどれくらいの期間か？

⇒悪臭がする、多量の違反ごみのためにごみステーションにごみが入らなくなる、鳥獣被害によりごみが散乱するなど、ごみステーションの清潔を保持できなくなるまでの期間

※ごみステーションの形状等によって、清潔を保持できなくなるまでの期間は変わりますので、各ごみステーション管理者（自治会等）で判断のうえ、対応をお願いします。

##### 問2:「排出者を特定できる場合」とは？

⇒・ 排出者の住所と氏名の両方が記載されている物（例：ダイレクトメールや請求書）が違反ごみに入っており、記載内容を判別できる場合

・ 排出者が事業者で、業者名が特定できる物が違反ごみに入っており、記載内容をきちんと判別できる場合

※氏名のみ記載されている物では調査ができませんので、通常通りの違反ごみの処理として対応してください。（例：領収書や菓の袋など）

##### 【外国籍の方に向けたごみの出し方の周知方法】

外国語版ごみ出しガイド（中国語、韓国語、英語、ベトナム語）を作成しています。

必要な場合は、クリーン推進課（Tel：252-7165）にご連絡ください。なお、市公式ウェブサイトにも掲載しています。



## (5) 市では収集できないごみ

市では収集できないごみは下記のとおりです。

### ⚠ 収集できないごみ ⚠

- タイヤ ●フロンガス使用製品(除湿機、冷風機など) ●コンプレッサー ●FRP 船 ●温水器 ●火薬類 ●消火器
- 感染性廃棄物(注射器など) ●オートバイ・原動機付自転車・自動車・エアバッグ内蔵部品 ●電動ベッド ●シニアカー
- ガスボンベ類 ●石油類・液状の可燃性の油脂類 ●農機具類 ●劇薬・農薬 ●トナー(トナーカートリッジ)
- 仏壇、仏具、神具、墓石等 ●オルガン(電子オルガン含む) ●ピアノ(電子ピアノ含む) ●ソーラーパネル
- 塗料(ラッカー・シンナーなど) ●PCB 使用部品 ●ボタン電池・コイン型電池(型式記号 BR・CR 以外) ●ポータブル電源
- グラスウール(断熱材など) ●液体(液体の入った容器を含む) ●アスベスト含有物 ●パソコン など

※各種タイヤ(オートバイ・原動機付自転車・自動車・自転車・一輪車等)は、市では収集できませんので、ご注意ください。

※不法投棄が疑われる場合は、動かさずにそのままにして、廃棄物対策課又は不法投棄ホットラインにご連絡ください。

不法投棄ごみを移動(清掃)すると、必要な対応ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

【廃棄物対策課】TEL:083-252-7152

【不法投棄ホットライン】TEL:0120-538-710(24時間フリーダイヤル)

#### <代表的な不法投棄の例>

※まずは動かさずに連絡を!!

タイヤ



消火器



テレビ



エアコン



洗濯機  
衣類乾燥機



冷蔵庫 冷凍庫



